

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育

#### (1) 教育の内容及び到達目標

- アー1) 平成27年度改正カリキュラムを実践し、評価が体系的に行われているか、対象、評価時期、評価内容、内部および外部評価などを総合的に点検する。また、4年間の看護師教育モデルについて、役割を明確にし、教育をフィードバックし、改善・改革を強化するとともに、エビデンスに基づく思考形成のための教育方法を中心に点検する。
- アー2) 平成27年度から本格導入したCOC事業「予防的家庭訪問実習」をフィードバックし、改善を重ね、高齢者の健康と地域の再生・活性化を支援する。
- アー3) 2年次生を対象に行う養護実習履修者の選考方法を検討し、実施する。養護教諭養成関連科目に関しては、土日集中開講、長期休暇中の開講を検討する。
- アー4) 学部入試あり方検討会の検討結果に基づき、推薦入試と前期入試の入学定員の見直し、総合問題の内容の見直しなどにより、教育の質向上に向けた教育改善に取り組む。
- イー1) 大学院の保健師コースでは、「保健師修士課程における目指す像と求める能力」の能力別到達度評価基準(案)を洗練する。保健師に必要とされる7つの能力及び助産師に必要とされる6つの能力に関する評価方法案に従って評価を実施し、教育のカリキュラム全体の見直しを進める。
- イー2) 大学院の保健師コースでは、保健師の役割と機能を明確にし、演習及び実習の内容の課題の改善を進める。
- イー3) 大学院の助産学コースでは、段階的OSCEを取り入れた教育カリキュラムを精選し、評価を行いながら、修士課程における助産師養成教育モデルを構築する。
- ウー1) 大学院のNPコースでは、特定行為を履修した修了生の活動状況を情報収集し、NP教育の成果を情報発信する。
- ウー2) 大学院のNPコースでは、入学生の確保と入学定員増加に伴う教育環境を整備し、大分県の医療福祉機関との連携を強化するとともに、教育と看護の質向上のための取組を行う。

#### (2) 教育の実施体制

- アー1) 看護技術習得プログラム全体(第1段階から第4段階)を再評価し、より看護技術の実践力が強化されるプログラムへ修正する。また、看護技術確認シートによる卒業時到達度や看護実践能力の卒業時到達度の評価を継続する。
- アー2) 実習施設の看護職による看護技術演習の指導により、実践的な看護技術の強化を行う。
- アー3) 実習改革ワーキンググループにより、内部、外部評価をもとに、実習施設との連携強化、学生の自律的な姿勢の強化のための対応策を検討する。
- アー4) 課程運営に必要とされる人件費、図書等施設整備費を確保するとともに、養成に関わる教職員の研修に必要とされる経費を予算化する。
- アー5) 2年次に実施する進級試験体制を見直し、科学的思考を強化する指導体制を整備する。
- イー1) 実習施設全体説明会(第2回)を開催し、実習施設の種別ごとに、臨地指導者と大学教員による分科会を開催し、実習のあり方の理解を深め共有する。
- イー2) 総合人間学、看護国際フォーラムや学外・出前公開講座を活用し、看護・看護学の意義や魅力を発信し、本学の特徴を社会に周知する。

#### (3) 学生への支援

- アー 1) 学生向け無線LANの接続数の大幅な向上によって学内LANの利用をスムーズに利用できる環境を整備する。
- アー 2) 学生支援の機能を多面的に行うことができるIT化を目指して教務システムの選定を行う。
- イ) 平成27年度の看護師国家試験の結果を踏まえ、4月初旬に国家試験ガイダンスを実施し、年間の模試計画の早期の立案、および個別・小人数指導体制整備により、学習への動機付けを行う。
- ウー 1) 1年次から3年次までの担任を複数とし、学生の生活状況や学習意欲等に対して個別の支援を行うことができる体制づくりを行う。
- ウー 2) 学生の健康問題に対しては、保健室担当と連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、精神科医へのコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制の整備を強化する。
- ウー 3) 学生同士または学生と教員が交流できる環境づくりのために、新入生オリエンテーションを学内で実施する。コンタクトグループの集会日を4月に実施し、学年間の交流と情報交換の場とする。
- エー 1) 県内施設・大分県看護協会と就職支援委員会・看護研究交流センター継続教育推進チームとの連携を緊密にし、県内施設病院において卒業生と本学教員・学生との交流会を開催し、学生の県内施設への就職支援を積極的に行う。
- エー 2) 看護研究交流センター継続教育推進チームと連携し、ホームカミングデイに合わせて県内外の施設に就業する卒業生を招聘し、在学生との交流会を開催し、県内施設への就職支援を行う。
- エー 3) 同窓会と連携し、Uターンして県内施設に就職するための情報提供を積極的に行うことでUターンを支援する。

## 2 研究

### (1) 研究の方向

- ア) 科研費採択率の向上、研修の質的向上を目指し、科研費申請、研究実施に関する学内研修会を開催する。
- イ) 自治体や企業と共同で看護や健康増進に関する研究を進め、啓発活動にも協力するとともに、その活動を社会に伝える。

### (2) 研究の実施体制

- アー 1) 学内競争的研究費の申請率を上げるために、科研費不採択課題の申請を促すなどの対策を行う。
- アー 2) 海外からの研究者を積極的に招聘し、教員・大学院生の研究のコンサルテーションによる研究の活性化を図る。
- イ) 看護研究交流センターが年2回発行しているインターネットジャーナル「看護科学研究」がさらに優れた研究成果を発信できる学術雑誌として社会的役割を果たせるよう、査読・編集作業の効率化を図り、年3回の定期発行を目指す。

## 3 社会貢献

### (1) 地域社会への貢献

- ア) 地域の看護職の看護研究支援および医療職の情報処理統計相談窓口を継続して発展させる。
- イー 1) 公開講座のテーマを「自殺予防対策」として大分市内で開催するほか、県内の遠隔地

(国東市等)で行うなど、年2回開催する。また、地域への広報に加えて、マスコミや行政機関等、講座内容に関連のある団体等への参加を呼びかける。

イー2) 大分県スポーツ学会等と協力してスポーツ救護講習会を開催し、スポーツ救護ナース及びスポーツ救護員を育成する。

イー3) 自治体に協力して、介護予防ボランティア等を育成する。

イー4) 県民の健康意識を高揚させるため、地域のイベントで健康・体力チェック等を実施する。

ウー1) ホームカミング日を本学同窓会「四つ葉会」と大分県立厚生学院同窓会「草の実会」との共同開催として実施発展させる。

ウー2) 同窓会「四つ葉会」の地区別、領域別の会合を開催し、同窓生と大学との連携を強化する。

## (2) 国際交流の推進

アー1) 大学院生・学部生派遣事業としてソウル大学校看護大学との学生交流の企画および運営を実施する。平成28年度は本学から学部生及び大学院生を8月に6日間程度派遣する。

アー2) ソウル大学校看護大学から7月に学部・大学院派遣学生と教員が6日間程度本学に滞在し、日本の医療・保健・福祉制度、看護について理解を深める。学生及び本学の教員がサポートグループとして交流に参加する。

イー1) 第18回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。(平成28年10月29日、講師は米国1名・国内4名の計5名、参加者300名程度)

イー2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れるための仕組みを検討し、英語版のWebで発信する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制

#### (1) 運営体制の強化

アー1) 理事長のリーダーシップの下で、理事会・経営審議会及び教育研究審議会を積極的に運営することにより、効果的に大学運営を行う。

アー2) 学内役員会を定期的に開催し、理事長のリーダーシップに基づく機動的な意思決定を行う。

#### (2) 開かれた大学運営

アー1) 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を理事及び経営審議会委員に登用する。

アー2) 自治体の審議会・各種委員会の委員に本学教員を積極的に派遣する。

イー1) ホームカミング日を本学同窓会「四つ葉会」と大分県立厚生学院同窓会「草の実会」との共同開催として実施発展させる。

イー2) 同窓会「四つ葉会」の地区別、領域別の会合を開催し、同窓生と大学との連携を強化する。

### 2 人事の適正化

#### (1) 人事の適正化

ア) 性別、年齢、国籍等に関係なく幅広い観点から優秀な教職員を確保するとともに、適切な

人事配置を行う。

イー 1) 事務職員の評価制度の確立に向けた検証を進める。

イー 2) 教員評価制度については、これまでの結果を分析し、現行のシステムの改善を図る。

イー 3) 大学における教育・研究の充実及び運営の円滑化を図るために制定した学内規程等の効果的な運用を図る。

## (2) 人材の育成

アー 1) 新採用教職員を対象とした学内研修を実施する。また、新任教員には、個別に担当教員による人材育成を行う。

アー 2) 学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究と奨励研究への申請を促進するための方策を検討し、競争的研究費の活性化を図るとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図る。

アー 3) 教員に積極的に修士・博士の学位取得を促し、教育・研究の質の向上を図る。

イー 1) 専門性の高い大学固有事務を担う大学固有職員の人材育成を行う。

イー 2) 自治体が実施する研修や公益財団法人が行う各種研修を積極的に受講するとともに、公立大学協会や他大学などが行う専門性が高い研修にも積極的に参加するよう努める。

ウ) 大学固有事務職員の人事交流について、大分県立芸術文化短期大学と協議を進める。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己収入及び外部資金の獲得

#### (1) 自己収入の確保

アー 1) 県内高校の出前授業、進学説明会、「若葉祭」及びオープンキャンパスで大学の魅力をアピールするとともに、県内外の受験生の拡大のための方法について検討する。

アー 2) 新たに県内遠隔地で開催する公開講座において大学の魅力を発信する。また、地域社会のニーズ把握に努め、参加者数の拡大につなげる。

アー 3) 授業料の滞納を防止するために、学生との相談を通じて、助言や指導を行い、滞納を未然に防止する。

イ) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外Webで公開し、積極的に貸出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

#### (2) 外部資金の獲得

アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール等により教員への情報提供を行う。

アー 2) 科学研究費補助金の説明会を開催し、採択率向上のためのスキルアップ等の支援を行い、原則全教員が申請する。

### 2 経費の効率化

#### (1) 経費の効率化

アー 1) 教職員に対する光熱水費節減の呼びかけや資源の有効活用のため両面コピー、ミスコピー用紙再利用を徹底する。

アー 2) 公用車の利用促進を図り、適正かつ効率的な管理を行う。

イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電の取組みを行う。

イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。



- ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の複数年度化等の見直しを行い、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。
- ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

### 3 資産の適正管理及び有効活用

#### (1) 資産の適正管理

- アー 1) 資金の管理・運営については、余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。
- アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。
- イー 1) 県の計画的保全工事 5 ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。
- イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

#### (2) 資産の有効活用

- アー 1) 施設・設備の利用については、教職員が事前に学内Webで予約することによって、有効かつ効率的な利用を図る。
- アー 2) 体育館やテニスコート等の大学資産を学外Webで公開し、地域住民に積極的に貸し出すことにより有効活用を図る。
- イ) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が優れた研究成果を発信できる学術雑誌として社会的役割を果たせるよう、編集・査読体制の強化によって投稿数の拡大を図り、年 3 回の定期発行を目指す。

## IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 自己点検及び自己評価の充実

#### (1) 自己点検及び自己評価の充実

- アー 1) 教職員が利用できる学内の研究・教育支援事業に関する情報、学外でのFD関連の研修等について情報提供を継続し、積極的利用を促す。
- アー 2) 授業、実習指導の改善を希望する教員に、授業録画やコンサルテーションアンケートを受ける機会を提供する。
- アー 3) 2 年生、4 年生を対象にカリキュラム評価とディプロマポリシーの評価を実施する。
- イー 1) 大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、その結果を学外Webで公開する。
- イー 2) 年度計画の達成状況について、大分県地方独立行政法人評価委員会による評価を受けその結果を学外Webで公開する。

### 2 情報公開や情報発信の推進

#### (1) 情報公開や情報発信の推進

- アー 1) 中期目標、中期計画、年度計画の内容を大学情報として学外Webで公開する。
- アー 2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を学外Webで公開する。
- アー 3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会及び経営審議会の議事概要をWebで公開する。
- イ) 様々な教育活動や優れた研究成果を学外Webで定期的に紹介する。

- ウー 1) 大学のホームページやフェイスブックを活用して、大学イベントや学生のボランティア活動などの社会貢献活動について情報発信する。また、それぞれの価値や魅力を学外Webに公開するとともに、各種メディアに情報発信する。
- ウー 2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設・設備の整備と活用

#### (1) 施設・設備の整理と活用

- アー 1) 看護技術や研究の質の向上を図るために目的積立金を活用して、備品類の整備を図る。
- アー 2) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、図書の電子化に向けた基盤の整備を図る。
- アー 3) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実について検討する。
- イー 1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。
- イー 2) 県の施設整備課と協議しながら、省エネタイプの照明を使用するなど環境に配慮して施設の整備を行う。

### 2 大学の安全管理

#### (1) 大学の安全管理

- アー 1) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけを行う。
- アー 2) 学生に対しては保健室と学生生活支援委員会が連携して、健康管理、相談を行う。併せて、保健室が窓口となり、カウンセラーや精神疾患専門医のアドバイスを仰ぐなどして、学生のメンタルケアに配慮する。また、教職員に対しては、メンタルケアのためにストレス診断を導入し、全教職員の受診を目指す。
- アー 3) 県の健康経営事業者認定を目指すため、教職員の健康増進対策に取り組む。
- アー 4) 安全衛生については、衛生委員会での検討を踏まえ、職場点検や適切な措置を実施し、職場の環境改善を推進する。
- イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。
- イー 2) 学生及び教職員の私用による海外渡航について、事前に大学に届出を提出することにより、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促す等、学生等の安全確保を指導する。
- ウー 1) 科学研究費補助金に関する説明会を通じ、教職員へ関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図る。
- ウー 2) 外部資金に係る不正防止計画等に基づき、内部監査を実施し、研究費が適正に取り扱われているか監査を行う。

### 3 人権尊重の推進

#### (1) 人権尊重の推進

- アー 1) 教職員を対象とした研修会を開催し、人権の擁護についての学習の機会を提供するとともに、外部で開催される各種研修会への参加を促す。

アー 2) ハラスメント相談事業について、メール、学外Web、掲示などを用い、定期的周知活動を行う。

イー 1) 講義・実習や外部講師による研修会を通して人権問題の理解と意識付けを行う。

イー 2) B型肝炎の医療機関における偏見・差別に関する教育・啓発の講義を4年生の応用生体機能反応論の中で「B型肝炎の歴史と教訓」として実施する。

## VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

## VII 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

1億円

### 2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

### 1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 構内LAN設備(無停電電源装置)更新	5,256	施設整備費補助金
(2) 入退室管理システム更新	34,300	施設整備費補助金
計	39,556	

### 2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事の適正化」に記載のとおり。

### 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1) 積立金については、次の事業の財源に充てる。

ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実

イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成28年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人



(別紙)

## VI 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 28 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	587,598
施設整備費補助金	39,556
在宅医療連携拠点体制整備事業補助金	0
地(知)の拠点整備事業補助金	12,762
自己収入	
授業料及び入学金検定料収入	251,521
雑収入	7,745
受託研究等収入	4,200
目的積立金	4,000
計	907,382
支出	
業務費	773,181
教育研究経費	180,953
人件費	592,228
一般管理費	134,201
受託研究等経費	0
計	907,382

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費 1,780 千円が含まれている。

### 2 収支計画

平成 28 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	924,379
業務費	773,181
教育研究経費	180,953
受託研究等経費	—
人件費	592,228
一般管理費	134,201
雑損	—
減価償却費	16,997
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	924,379
運営費交付金収益	587,598
授業料等収益	251,521
受託研究等収益	4,200
施設費等収益	52,318
雑益	7,745
目的積立金収益	4,000
資産見返運営交付金負債戻入	12,330
資産見返物品受贈額戻入	4,667
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

### 3 資金計画

#### 平成 28 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	907,382
業務活動による支出	907,382
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	907,382
業務活動による収入	907,382
運営費交付金による収入	587,598
授業料及び入学検定料等による収入	251,521
受託研究等による収入	4,200
その他の収入	64,063
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—